

事 務 連 絡
令和2年4月24日

関係各位

建設局技術管理課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策の徹底について

日頃より、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年4月8日付け契約管理部長「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事、修繕、物品納入等及び業務委託の対応について（通知）」により実施しているところですが、新たに令和2年4月20日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、標記について別添のとおり通知がありました。

このことを踏まえ、本市発注工事及び業務においても、下記記載の感染拡大防止対策の徹底について適切に対応するようお願い申し上げます。

記

1 感染拡大防止対策の徹底について

- (1) 工事現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますようお願いいたします。
- (2) 建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいて「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては「3つの密を避けるための手引き」や「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」を参考にしてください。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報

告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

- (4) 測量・調査・設計等の業務においては、テレワーク等の実施を促すとともに、打ち合わせなどは、可能な限り電子メールや電話などを活用する工夫を講じるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL : 048-829-1515 (内 3594)

FAX : 048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp